

答 申 第 1 0 6 号
令 和 2 年 7 月 2 7 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 松 永 満 佐 子

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

令和2年6月19日付け次育第347号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第7条第8号関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があると認められます。

なお、個人情報を利用するに当たっては、個人の権利利益が侵害されないよう次の事項に留意の上、厳格な運用に努められるよう要望します。

- 1 委託先に対し、個人情報の安全管理のための措置が確実に講じられるよう十分な指導や監督を行うこと。
- 2 委託先において、個人情報の本人に通知する際には、徳島県から委託を受けたこと並びに徳島県個人情報保護条例第7条第8号の規定により、徳島県が保有する保育士登録簿及び子育て支援員研修修了者名簿の情報の提供を受けて行っていることを説明すること。

目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第7条第8号関係）

（個別事項）

番号	項 目	目的外利用が認められる理由
1	<p>保育人材の就業状況等の実態把握や保育関連情報等の周知のため、保育士登録簿及び子育て支援員研修修了者名簿の氏名、生年月日及び住所に関する個人情報を利用する場合</p>	<p>○待機児童の解消に向け、潜在保育士の保育現場への復帰促進や子育て支援員の就業促進などの保育人材の確保が課題となっていることから、徳島県保育士・保育所支援センターを運営している社会福祉法人徳島県社会福祉協議会に委託し、保育士登録者や子育て支援員研修修了者に対して、実態調査を実施することにより、就業状況及び就業復帰へのあい路等を把握することが必要である。</p> <p>○また、再就職のための研修会や職場体験、就職準備金の貸付などの職場復帰のサポートを実施しているが、潜在保育士や勤めていない子育て支援員に対しての周知手段に乏しい状況にある。</p> <p>○このため、保育士登録簿及び子育て支援員研修修了者名簿に関する個人情報を利用することは、公益上の必要性があると認められる。</p>

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内 容
第123回	令和2年6月29日	諮問 審議
第124回	令和2年7月27日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
遠藤 理恵子	弁護士	
篠原 靖典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹原 大輔	弁護士	会長職務代理者
田中 里佳	公認会計士, 税理士	
松永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長

(五十音順)